

# 「美幌町地域材利用推進方針」の概要

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく国の基本方針及び「北海道地域材利用推進方針」に即し、美幌町内または北海道内の森林から産出され、町内で生産又は製品化された木材を、「地域材」と定義し、建築物等における地域材の利用の推進に関する基本的な考え方を定める。

## 第1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

- ・地域材の需要拡大は、森林資源の循環利用につながるもの。
- ・木材は再生可能な資材であり、地域材利用、森林の適切な整備の促進は、脱炭素社会の実現に貢献【改正】
- ・公共建築物のみならず、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体をはじめ、多様な分野での地域材の利用拡大が重要【改正】

## 第2 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

- ・町は自ら率先して建築物等における地域材の利用促進に取り組む。
- ・事業者、町民それぞれの立場で、構築物における木材利用の促進に取り組む【新設】
- ・地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立【新設】

## 第3 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項【新設】

- ・住宅をはじめ、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における地域材の利用の促進に必要な技術の普及や人材を育成する研修、情報提供に努める
- ・建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努める

## 第4 地域材の利用を促進すべき公共建築物

- ・町が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- ・町以外の者が整備する上記に準ずる建築物

## 第5 公共建築物における地域材の利用の促進の具体的方向

- ・建築材料、建築材料以外の原材料及びエネルギー源として地域材の利用促進に努める

## 第6 町が整備する公共建築物における地域材の利用の推進

- ・公共建築物は技術やコストの面で困難であるものを除き、可能な限り木造化を図る【改正】
- ・C L T（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努める【改正】
- ・内装等の木質化や木製家具等には、積極的な地域材の活用に努める
- ・ボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするボイラーの導入を推進する

## 第7 建築物以外での地域材の利用の促進

- ・鳥獣被害進入防止柵など農業施設での地域材の利用の促進【新設】

## 第8 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・森林計画等に従った伐採、林内路網の整備、林業機械の導入等、地域材の安定的な製造・整備
- ・強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等【新設】

## 第9 その他必要事項

- ・公共建築物等の整備においては建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるとともに、利用者のニーズ等を十分に考慮し、総合的に判断
- ・利用状況を把握するための調査を実施するほか、優良な木造建築事例や新たな技術の普及開発や、設計・施工技術者による情報交換を実施